

茨木市コミュニティ助成事業補助要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業による助成金の交付を受けて、市が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（第3、第4及び第19第1号において「実施要綱」という。）に定めるコミュニティ助成事業（以下「コミュニティ助成事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、コミュニティ助成事業の各事業について、それぞれ実施要綱に定める経費とする。

(補助金額)

第4 補助額は、コミュニティ助成事業の各事業について、それぞれ実施要綱に定める助成金の額とする。ただし、市がセンターから助成金の確定を受けた額を上限とする。

(補助金の交付事前申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市コミュニティ助成事業補助金交付事前申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。この場合において、申請することができる事業は、1年度につき1件とする。

- (1) 当該事前申請を行う年度の事業計画書の写し
- (2) 当該事前申請を行う年度の収支予算書の写し
- (3) 団体規約の写し
- (4) 金額積算根拠（見積書等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成の申請)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、大阪府知事を経由してセンターに助成の申請をするものとする。この場合において、第5の規定による申請の件数が、センターが定める件数を超えるときは、市長が別に定める方法により、センターに助成の申請をする事業を決定するものとする。

(助成の通知)

第7 市長は、大阪府知事を経由してセンターから助成の決定の通知を受けたときは、センターからの通知の写しを交付し、申請者に通知する。

(補助金の交付本申請)

第8 第7の規定による通知を受けたものは、速やかに茨木市コミュニティ助成事業補助金交付本申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該本申請を行う年度の事業計画書の写し
- (2) 当該本申請を行う年度の収支予算書の写し
- (3) 金額積算根拠(見積書等)の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、補助金を決定し、申請者に対し茨木市コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(変更の届出)

第10 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに茨木市コミュニティ助成事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)に変更内容を説明する資料を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、センターに当該コミュニティ助成事業の変更申請をするものとする。
- 3 前項の変更申請について、センターから承認の通知を受けたときは、市長は、茨木市コミュニティ助成事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第11 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市コミュニティ助成事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支払関連資料(領収書等)の写し
 - (2) カラー写真(事業が完了したこと及び宝くじ助成の社会貢献広報表示が適正に行われていることが確認できるもの)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、センターに当該コミュニティ助成事業の実績報告をするものとする。

(補助金額の確定等)

第12 市長は、大阪府知事を経由してセンターから助成額の確定の通知を受けたときは、交付すべき交付金の額を確定し、茨木市コミュニティ助成事業補助金確定通知書(様式第7号)により第11第1項の報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第13 第12の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市コミュニティ助成事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、補助金の交付決定後、茨木市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書(様式第9号)により、概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第14 市長は、第13の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の精算)

第15 第12の補助金確定通知書を受けたもののうち、第13のただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第18 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第19 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び実施要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第20 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第21 この要綱に定めるもののほか、コミュニティ助成事業補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市コミュニティ助成事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市コミュニティ助成事業補助金交付事前申請書

茨木市コミュニティ助成事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 交付申請額
- 3 補助事業の目的
- 4 補助事業の内容及び効果
- 5 添付書類
 - (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)

様式第2号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊞

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市コミュニティ助成事業補助金交付本申請書

茨木市コミュニティ助成事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 交付申請額
- 3 補助事業の目的
- 4 補助事業の内容及び効果
- 5 添付書類
 - (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)

様式第3号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

茨木市コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市コミュニティ助成事業補助金は、次の条件
を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第4号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市コミュニティ助成事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市コミュニティ助成事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 当初決定内容

団体名	決定額（千円）	事業内容

3 変更事項

変更事項	変更前	変更後

4 変更理由

5 添付書類

様式第5号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

茨木市コミュニティ助成事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市コミュニティ助成事業補助金は、次の条件を付けて、変更承認します。

条 件

交付決定額	円
変更増減額	円
変更交付決定額	円

年 月 日

茨木市長

印

様式第6号（第11関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市コミュニティ助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助事業実施の成果
- 4 添付書類
 - (1)
 - (2)

様式第7号（第12関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

茨木市コミュニティ助成事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市コミュニティ助成事業補助金実績報告書に係るコミュニティ助成事業について、一般財団法人自治総合センターから助成額が確定されたので、補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第8号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

⑩

茨木市コミュニティ助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 金額

様式第9号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 金額（概算額）